

◇一般職の非常勤の職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

- 1 会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給することにしました。
- 2 在宅勤務等手当を新設することにしました。
- 3 在宅勤務等に係る費用弁償に関し必要な事項を定めることにしました。
- 4 この条例は、令和6年4月1日から施行することにしました。

(総務局人事部給与課)